

2022年12月13日

お客さま各位

でんさいネットの機能改善および業務規定等の一部改正について

日頃は、京葉銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けて、株式会社全銀電子債権ネットワークは、2023年1月10日（火）、でんさいネットの機能改善を行います。併せて、でんさいネットの業務規程および業務規程細則（以下、業務規程等）を一部改正しますので、お知らせいたします。

【でんさいネットの機能改善および業務規定等の更改日】

2023年1月10日（火）

【でんさいネットの機能改善内容】

（1）債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮

債務者請求方式における記録請求の制限期間を支払期日の7銀行営業日前から3銀行営業日前までに短縮いたします。これにより、支払期日の3銀行営業日まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

（2）債権金額下限の引下げ

でんさいを発生させる際の債権金額の下限を、1万円以上から1円以上に引き下げます。これにより、1円から発生記録請求が可能となります。

【業務規程等の改正点】

<債務者請求方式における発生記録および譲渡記録等の記録請求の制限期間の短縮>

（1）債務者から双方請求する場合の取扱い

債務者請求方式における発生記録および譲渡記録の記録請求の制限期間の短縮について規定する。

【業務規程第26条関係】

（2）発生記録の請求の方法等

発生記録の請求の方法について、債務者請求方式における記録請求の制限期間の短縮について規定する。

【業務規程細則第17条関係】

- (3) 譲渡記録の請求の方法等
譲渡記録の請求の方法について、記録請求の制限期間の短縮について規定する。

【業務規程細則第19条関係】

- (4) 保証記録の請求の方法等
保証記録（譲渡保証記録）の請求の方法について、記録請求の制限期間の短縮について規定する。

【業務規程細則第27条関係】

- (5) 分割記録の請求の方法等
分割記録の請求の方法について、記録請求の制限期間の短縮について規定する。

【業務規程細則第29条関係】

<債権金額下限の引下げおよびそれに伴う分割可能回数の上限の設定>

- (6) 分割記録
請求をすることができない分割記録について、分割記録の表現を明確にする。

【業務規程第36条関係】

- (7) 発生記録の請求の方法等
債権金額下限の引下げについて規定する。

【業務規程細則第17条関係】

- (8) 分割記録の請求の方法等
債権金額引下げおよびそれに伴う分割可能回数の上限の設定を規定する。

【業務規程細則第29条関係】

- (9) 支払不能情報
他の条文との平仄を一部合わせる。

【業務規程細則第45条関係】

※ご不明な点は、お取引店までご連絡をお願いいたします。

以 上